

生活営農資金のご案内

平成30年台風20・21号 被災農業者向け融資制度

資金の特徴

- 農業経営の維持安定に必要な資金、農業施設の復旧に必要な資金としてご利用いただけます。
- 県、市町村、JAからの利子補給により無利子でご利用いただけます。

ご利用いただける方	平成30年8月の台風20号および9月の台風21号により農作物等に被害を受けた農業者で、被害状況等について市町村長の証明を受けた者。	
お使いみち	農業経営の維持安定に必要な資金 (肥料費、動力光熱費、雇人費等)	農業施設の復旧に必要な資金
ご融資金額	200万円以内	350万円以内
ご融資期間	5年以内(うち据置期間2年以内)	7年以内(うち据置期間2年以内)
貸付方式	証書貸付	
ご返済方法	元金均等返済(返済日毎年2月20日)	
ご融資利率	無利子	
担保・保証	原則として和歌山県農業信用基金協会の保証を付保させていただきます。保証料はJAバンクが負担いたします。(担保、連帯保証人が必要となる場合もございます。)	
申込受付期間	平成30年12月28日まで	

※お申込みに際しては審査がございます。審査の結果によっては、お申込みをお断りする場合がございます。

※詳しい内容につきましては、最寄りのJA窓口または渉外担当者までお問い合わせください。

中央支所	TEL0739-22-3700	田辺支所	TEL0739-22-3994	栗栖川支所	TEL0739-64-0300
芳養谷支所	TEL0739-22-1832	白浜支所	TEL0739-42-3467	日置支所	TEL0739-52-2225
上秋津支所	TEL0739-35-0121	とんだ支所	TEL0739-45-0323	すさみ支所	TEL0739-55-2006
三栖支所	TEL0739-34-0001	朝来支所	TEL0739-47-1370	串本支所	TEL0735-62-3333
新庄支所	TEL0739-22-6184	口熊野支所	TEL0739-47-3111		
東支所	TEL0739-24-7274	鮎川支所	TEL0739-49-0224		